

平成 26 年 8 月 21 日

各位

会 社 名 株式会社ニフコ
本店所在地 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 184 番地 1
コード番号 7988 (東京証券取引所第 1 部)
代表者名 代表取締役社長 山本 利行
責任者名 常務執行役員 財務・経理部長 本多 純二
(TEL 03-5476-4850)

国税不服審判所からの裁決書の受領について

当社は、平成 25 年 6 月 26 日に、東京国税局より、平成 20 年 3 月期から平成 24 年 3 月期までの「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」を受領していましたが、当該課税処分のうちタックスヘイブン対策税制に係る課税処分の取り消しを求め平成 25 年 8 月 22 日に国税不服審判所に対して審査請求書を提出しておりました。

今般、当社の主張のとおり、タックスヘイブン対策税制に係る課税処分を取り消す旨の裁決書が平成 26 年 8 月 18 日に国税不服審判所より送達されてきましたので、お知らせいたします。

これにより、還付される法人税及び住民税等の額は全体で約 8 億円となる予定です。

以上